

定 款

一般財団法人 電気技術者試験センター

目

次

	(頁)
第1章 総 則 (第1条～第5条)	1
第2章 資産及び会計 (第6条～第16条)	1
第3章 評議員 (第17条～第20条)	3
第4章 評議員会 (第21条～第27条)	4
第5章 役 員 (第28条～第36条)	5
第6章 理事会 (第37条～第43条)	7
第7章 定款の変更及び解散等 (第44条～第46条)	9
第8章 公告の方法 (第47条)	9
第9章 補 則 (第48条～第51条)	9
附則	10

一般財団法人電気技術者試験センター定款

制定 平成23年4月1日

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、一般財団法人電気技術者試験センター(英文名 Examination Center for Electrical Engineers 略称「ECEE」と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本財団は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本財団は、電気工作物の工事、維持、運用の保安監督に従事しようとする者及び一般用電気工作物等の工事に従事しようとする者に対し試験を実施し、合わせて電気技術者の資質の向上、維持を図り、もって我が国の電気保安の確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気事業法第45条第2項の規定に基づく電気主任技術者試験の実施
- (2) 電気工事士法第7条第1項の規定に基づく電気工事士試験の実施
- (3) 前各号に掲げる試験以外の電気技術者試験の実施
- (4) 試験事業の実施等に関する調査研究
- (5) 試験事業等に関する周知広報事業
- (6) 電気技術者の資質の向上に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的達成に必要な事業

(機 関)

第5条 本財団は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事及び委員会を置く。

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他

(資産の種別)

第7条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、本財団法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後、基本財産として寄附された財産
- (3) 設立後、基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 本財団の資産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

- 2 用途又は管理の方法を指定して交付又は寄附をされた財産については、その指定に従わなければならない。
- 3 基本財産のうち、現金は、確実な銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本財団の目的達成上特に必要があると認められる場合において、理事会の決議を経た上、評議員会において第26条第2項の決議を得てその一部を処分し、又は担保に供するときは、この限りでない。

(剰余金)

第10条 本財団は剰余金の分配は行わないものとする。

(事業年度)

第11条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を得て、電気事業法第84条の3第1項及び電気工事士法第7条の6第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 本財団の事業報告及び決算については、理事長が毎事業年度終了後遅滞なく事業報告書、決算報告書及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上、評議員会の決議を得るものとする。

- 2 前項の決議を得た事業報告書、決算報告書及び財産目録は、電気事業法第84条の3第2項及び電気工事士法第7条の6第2項の規定により、当該事業年度終了後3ヶ月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第14条 本財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の決議を得て特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第15条 本財団の決算に差額が生じたときは、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ若しくは第4条に掲げる事業の安定的な実施に備えるための災害時等試験実施引当金、手数料平準化引当金その他の引当金に積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

- 2 前項の繰り入れ、積み立て又は繰り越しは、理事会の決議を経た上、評議員会の決議を得るものとする。

(借入金)

第16条 本財団は、資金の借入れをしようとするときは、その返済期間が1年以上のものは、理事会の決議を得るものとする。

第 3 章 評 議 員

(評議員の定数)

第17条 本財団に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員の第26条第2項の決議を得た後、当該評議員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

4 前項第2号の規定により解任する場合には、当該評議員にあらかじめ通知するとともに、解嘱の決議を行

う評議員会において、当該評議員に弁明する機会を与えなければならない。

(評議員の任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第20条 評議員は無報酬とする。

第 4 章 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の帰属
- (6) 基本財産の処分又は除外
- (7) 常勤の役員の報酬額
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後 3 箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第24条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日々の1週間前までに日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、評議員に通知しなければならない。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第25条 議長は、出席評議員の互選による。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の帰属
- (4) 基本財産の処分又は除外
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき評議員(その事項について決議に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

5 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、次の事項の記載の他法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 評議員の現在数
- (3) 出席した評議員の数及び氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した評議員の内から、評議員会において選任された議事録署名人1名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の数)

第28条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という。)に定める代表理事とする。

- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族及びその他政令で定める特別の関係にある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任し、電気事業法第84条の4及び電気工事士法第7条の7の規定により、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議により選任する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本財団を代表して業務を統轄する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して、業務を総括する。
- 4 理事長は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
- 4 監事は前各号の他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任要件)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議を経た上、電気事業法第84条の4及び電気工事士法第7条の7の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったと認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う評議員会において、当該役員に弁明する機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第34条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、評議員会の決議を得て報酬を支給することができる。

- 2 前項の常勤の役員報酬額は、評議員会が別に定める役員報酬等に関する規程による。
- 3 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 本財団は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項に規定する理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本財団は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第36条 本財団に事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議によって選任及び解任する。
- 3 顧問は、本財団の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 第32条1項の規定は、顧問について準用する。

第 6 章 理事会

(構成)

第37条 本財団に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要がある場合は意見を述べなければならない。

(職務)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画及び収支予算の決定
- (2) 第15条に定める引当金の取り崩し
- (3) 前各項の他本財団の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (7) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (8) 次の評議員会決議事項の事前決議事項
 - (イ)各事業年度の事業報告及び決算
 - (ロ)残余財産の帰属
 - (ハ)基本財産の処分又は除外
- (9)次の評議員会決議事項の事前審議
 - (イ)定款の変更
 - (ロ)常勤の役員報酬額

(ハ)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から第31条3項の定めにより理事会の招集の請求があったとき。

(招 集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、本条第3項による招集が行われない場合は、開催を請求した理事又は監事が招集する。

- 2 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の1週間前までに役員に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 3 第39条第3項第2号又は第3号の請求があったときは、理事長は5日以内にその請求があった日から2週間以内の日までに臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第39条第3項第3号の請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(理事会の定足数及び決議方法)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について決議に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合は除く。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、次の事項の記載の他法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 出席した理事の数及び氏名
 - (4) 決議事項
 - (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - (6) 議事の経過概要及びその結果
 - (7) 理事会で述べられた意見又は発言
- 2 議事録の署名又は記名押印は、当該理事会に出席した理事長及び監事が行う。

第 7 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、第26条第2項の評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第18条についても適用する。

(解 散)

第45条 本財団は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本財団が解散の際に有する残余財産は、理事会の決議を経た上、評議員会において第26条第2項の決議を得て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属するものとする。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号イからトまでに掲げる法人

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本財団の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 9 章 補 則

(備付け書類)

第48条 本財団は、事務所に次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び決算書類等
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める書類

(委員会)

第49条 本財団は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(事務局)

第50条 本財団に、事務を処理するため事務局を置き、所要の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

(委任)

第51条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事は 大野 博伸 とする。
- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
佐々木博司、島田敏男、佃 郁朗、豊馬 誠、
並木 徹、山野國廣、山越伸子、横山明彦、若林道春